

第23回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年4月28日（水曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 51号 令和6年度標茶町農業委員会業務報告について
- 第 5 報告第 52号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について 3件
- 第 6 報告第 53号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について 2件
- 第 7 議案第113号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 7件
- 第 8 議案第114号 農業振興地域整備計画の変更について 2件
- 第 9 議案第115号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- 第10 議案第116号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 19件
- 第11 議案第117号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- 第12 議案第118号 令和7年度標茶町農業委員会事業計画について

○出席委員（16名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 平山 正志 君 | 2番 澁谷 洋 君 | 3番 大泉 義明 君 |
| 4番 小野寺典男 君 | 5番 佐藤 松喜 君 | 6番 渡邊 裕義 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 8番 舟山 珠代 君 | 9番 津野 斉 君 |
| 10番 甲斐やす子 君 | 11番 笛木 眞一 君 | 12番 山本 政弘 君 |
| 13番 熊谷 英二 君 | 14番 嶋中 勝 君 | 15番 遠藤 聡 君 |
| 16番 佐藤 徳市 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（2名）

- 番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（0名）

○その他出席者

- | | |
|--------------|---------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 事務局次長 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 工藤 理恵 君 | 農地係長 青島 雅明 君 |
| 主任 湊谷 沙紀 君 | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第23回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

8番・舟山君 9番・津野君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第23回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第51号、令和6年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

報告第51号についてご説明させていただきます。

令和6年度標茶町農業委員会業務報告について。

令和6年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

令和6年度標茶町農業委員会業務報告書は別紙のとおりとなっております。

令和6年度標茶町農業委員会業務報告書

1. 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会 12回、特別委員会 2回、あっせん委員会 48回、その他 19回。特別委員会につきましては農政委員会。その他については全体協議会、広報委員会、研修委員会、農地利用状況調査会議等となっております。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数 63件、延件数 285件。

報告、議案数 28件、延件数 65件となっております。

2. 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）に基づく移動
売買（あっせん）、件数、合計 26件、面積 670.9ha。

賃貸借、件数、合計 128件、面積 1,868.3ha。

使用貸借 16件、面積 1,300.5ha。

合計しまして、件数 170件、面積 3,839.7ha となっております。

(2) 農地法 3条の許可による移動。

一般相対による売買、件数 17件、面積 160.4ha。

交換、件数 2件、面積 40.6ha。

地上権の設定、件数 2件、面積 0.1ha。

(3) 農地法第 3条の 3に基づく届け出。

こちらは相続の届出等になります。15件、349.9ha。

(4) 農地法第 4条の規定に基づく農地転用 0件。

(5) 農地法第 5条の規定に基づく農地転用 7件、8.3ha。

(6) 農地法第 18条第 6項の規定による合意解約、34件。

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認 0件となっております。

3. 委員の調査活動内容

調査活動の内容について報告致します。

農地法第 3条の調査 21件、委員数 21人。

農地法第 4条の調査 0件。

農地法第 5条の調査 6件、委員数 20人。

農地法第 30条の調査、こちらは農地利用状況調査となっております。委員数は 16人。

農用地利用集積計画の調査 114件、委員数 114人。

農業振興地域整備計画の調査 15件、委員数 53人。

現況調査 18件、委員数 66人となっております。

4. 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況、農業者経営移譲年金受給説明相談会 0回となっております。

(2) 委任業務の処理状況

農業者高齢年金受給裁定請求 10件。

農業者年金資格喪失届 8件。

通常加入申込・変更等申出書 9件。

政策支援加入申込・変更等申出書 0 件。

死亡関係届出 1 8 件。

特定処分対象農地処分関係 4 件。

その他の届出 1 4 件。

農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明 2 3 0 件となっております。

5. その他

贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明 1 0 件。

不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明 1 4 件。

現況証明 1 8 件。

その他の証明 1 件となっております。

この報告書につきましては、承認された後、農業委員会ホームページにて公表していきたいと思
います。以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 5 1 号は報告のとおり承認されました。

◎報告第 5 2 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。報告第 5 2 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、
内容 3 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第 5 1 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 渡邊委員、甲斐委員、大泉委員

報告年月日 令和6年12月9日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字オソツベツ409-2

現況地目 採放地

面積 2,619㎡外4筆、合計面積は57,148.2㎡

価格 627,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

土地の所在 字上オソツベツ原野142

現況地目 採放地

面積 382㎡外1筆、合計面積は12,523㎡

価格 57,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

土地の所在 字オソツベツ原野基線47-2

現況地目 畑

面積 39,298㎡

価格 1,196,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

報告第52号、番号1について報告いたします。

令和6年11月13日に、大泉委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年12月9日に、大泉委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で上御卒別保健福祉会館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

(●● ●●君復席)

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 山本委員

あっせん委員 津野委員、小野寺委員、遠藤委員

報告年月日 令和6年10月7日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字チャンベツ24-15

現況地目 畑

面積 57,109㎡外5筆、合計面積は109,197㎡

価格 2,194,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります山本委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 12番・山本君。

○12番(山本政弘君) 12番、山本です。

報告第52号、番号2について報告いたします。

令和6年9月19日に、小野寺委員、津野委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年10月7日に、小野寺委員、津野委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で茶安別公民館において第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員

報告年月日 令和6年9月6日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野67線118-1

現況地目 畑

面積 79,268㎡

価格 5,128,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金。

土地の所在 字虹別原野290-1

現況地目 畑

面積 36,074㎡外1筆、合計面積は106,954㎡

価格 6,894,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入。

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

報告第52号、番号3について報告いたします。

令和6年8月8日に、平山委員、佐藤松喜委員、大泉委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年9月6日に、平山委員、佐藤松喜委員、大泉委員と私、事務局より青島係長で虹別酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第52号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第53号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第53号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第53号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 渡邊委員。

あっせん委員 大泉委員、嶋中委員。

報告年月日 令和7年4月2日。

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野15-10。

現況地目、畑。

面積、77,948㎡。

年間賃貸料、38,740円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和8年7月29日となっております。

なお番号1につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

報告第53号、番号1について報告いたします。

令和7年4月2日にあっせん委員に、大泉委員、嶋中委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして番号2を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

番号2

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長 渡邊委員。

あっせん委員 大泉委員、嶋中委員。

報告年月日 令和7年4月2日。

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野5-19。

現況地目、畑。

面積、51,847㎡外16筆、合計面積411,887㎡

年間賃貸料、117,110円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和8年7月29日となっております。

なお番号1につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

報告第53号、番号2について報告いたします。

令和7年4月2日にあっせん委員に、大泉委員、嶋中委員と私が指名されましたので、あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

以上をもって、報告第53号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第113号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第113号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容7件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第113号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり7件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野17-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、51,467㎡外1筆、合計面積は115,471㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年1月29日。

契約期間、令和3年1月29日から令和7年11月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年3月18日となっております。

なお、番号2から番号3について、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野15-10。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、77,948㎡。

契約年月日、令和3年9月30日。

契約期間、令和3年9月30日から令和7年7月29日まで。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野5-19。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、51,847㎡外16筆、合計面積は411,887㎡

契約年月日、令和3年9月30日。

契約期間、令和3年9月30日から令和7年7月29日までとなっております。

なお、番号1から番号3については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号6まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号6まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号4

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野122-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、61,529㎡外1筆、合計面積は63,493㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和4年8月31日。

契約期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年3月28日となっております。

なお、番号5から番号6について、賃貸人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野916。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、79,763㎡となっております。

番号6

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野969。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、26,509㎡となっております。

なお、番号4から番号6については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号6については原案可決されました。

続きまして番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、宇西熊牛原野西4線70-4の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、52,792㎡外4筆、合計面積は130,843㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年5月28日。

契約期間、令和2年5月28日から令和7年5月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年4月9日となっております。

なお、番号7については嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第113号、番号7について説明させていただきます。

4月18日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不

要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

以上をもって、議案第113号、内容7件は原案可決されました。

◎議案第114号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第114号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第114号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

区分、用途区分変更。

地番、字ヌマオロ原野基線8番地1

現況地目、畑。

面積、22,497㎡の内3,162.17㎡

事業計画の名称、搾乳舎建設事業

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷 洋君） 2番、澁谷です。

議案第114号 番号1について報告いたします。

令和7年4月16日に、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より、青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから2ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、搾乳舎建設及びスタック整備を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

区分、用途区分変更。

地番、字熊牛原野11線東4番地2。

現況地目、畑。

面積、14,970㎡の内4,998.42㎡。

事業計画の名称、育成舎建設事業

事業主体、●●●●、●●●●さん。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番、森田です。

議案第114号 番号2について報告いたします。

令和7年4月14日に、渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より、青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、育成舎及び堆肥盤建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第114号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第115号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第115号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第115号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野 1 1 線東 4 - 2 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,998.42㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、育成舎等の建設事業。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

育成舎等、935.37㎡。

堆肥盤、420㎡。

作業場兼通路用地、3,643.05㎡

合計面積、3,643.05㎡。

調査委員については、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

調査結果につきましては森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・森田君。

○7 番（森田享子君） 7 番・森田です。

議案第 1 1 5 号、番号 1 について報告致します。

令和 7 年 4 月 1 4 日に、渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より、青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の 3 ページから 4 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は●●で営農する●●●●さんで、育成舎等を建築するため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものである事から、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 7 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 1 5 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第116号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第116号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定についての内容19件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第116号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり19件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ409-2。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、2,619㎡外7筆、合計面積は108,969.20㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和7年5月15日。

対価の支払い期限、令和7年7月4日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、年間1,880,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4については、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 4 0 9 - 2。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、2,619㎡外 4 筆、合計面積は57,148.20㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払い期限、令和 7 年 6 月 2 0 日。

価格は、年間627,000円となっております。

番号 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 4 2。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、382㎡外 1 筆、合計面積は12,523㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払い期限、令和 7 年 6 月 2 0 日。

価格は、年間57,000円となっております。

番号 4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線 4 7 - 2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、39,298㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

対価の支払い期限、令和 7 年 6 月 2 0 日。

価格は、年間1,196,000円となっております。

なお、番号 1 から番号 4 については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 4 まで内容 4 件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号5から番号7まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号7まで内容3件を、一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字虹別原野290-1。
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積、36,074㎡外2筆、合計面積は186,222㎡。
利用権設定等の種類、所有権の移転。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、売買。
所有権移転の時期、令和7年5月15日。
対価の支払い期限、令和7年7月4日。
土地の引渡時期、対価の支払日。
価格は、年間12,022,000円。
支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号6から番号7については、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●さん。
土地の所在、字虹別原野290-1。
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、36,074㎡外1筆、合計面積は106,954㎡。
対価の支払い期限、令和7年6月20日。
価格は、年間6,894,000円となっております。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●さん。
土地の所在、字虹別原野67線118-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、79,268㎡。

対価の支払い期限、令和7年6月20日。

価格は、年間5,128,000円となっております。

なお、番号5から番号7については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号7まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号8から番号9まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号9まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ24-15。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、57,109㎡外5筆、合計面積は109,197㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和7年5月15日。

対価の支払い期限、令和7年7月4日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、年間2,194,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号9については、土地の所在、地目、面積、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、価格、支払方法が番号8と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

対価の支払い期限、令和7年6月20日となっております。

なお、番号8から番号9については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号9まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号10を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野15-10。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、77,948㎡

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和7年5月15日から令和8年7月29日。

土地の引渡時期、令和7年5月15日。

金額は、年間38,740円。

支払方法は毎年12月10日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号10については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号10については原案可決されました。
続いて番号11を議題といたします。
なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

- 振興係長（工藤理恵君） はい。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野5-19。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、51,847㎡外16筆、合計面積は411,837㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和7年5月15日から令和8年7月29日。

土地の引渡時期、令和7年5月15日。

金額は年間117,110円。

支払方法は毎年12月10日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号11については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

お諮り致します。

番号12から番号13まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和354-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積30,035㎡外21筆、合計面積は343,983.85㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年5月15日から令和17年5月14日。

金額、年間1,000,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号13については、土地の所在、地目、面積、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権等の期間、土地の引渡時期、価格が番号12と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、北海道農業公社さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号12から番号13については甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 10番・甲斐君。

○10番(甲斐やす子君) 10番、甲斐です。

議案第116号、番号12から番号13について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号14から番号15まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線94の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積17,875㎡外20筆、合計面積は303,476㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年5月15日から令和17年5月14日。

金額、年間869,100円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号15については、土地の所在、地目、面積、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権等の期間、土地の引渡時期、金額が番号14と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号14から番号15については嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第116号、番号14から番号15について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月18日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号16から番号17まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件を、一括議題といたします。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。
土地の所在、字片無去17-5の内。
地目、登記簿山林、現況畑。
面積30,445㎡外2筆、合計面積は50,032㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間、令和7年5月15日から令和17年5月14日。
土地の引渡時期、令和7年5月15日。
金額、年間100,064円。
支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。
なお、番号17については、土地の所在、地目、面積、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権等の期間、土地の引渡時期、金額が番号16と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。
利用権の設定等をする者、●●●●さん。
支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。
なお、番号16から番号17については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第116号、番号16から番号17について報告いたします。
この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
事務局より調査依頼があり、4月18日に現地調査を行ってまいりました。
賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。
この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。
詳細につきましては事務局説明のとおりです。
以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号18から番号19まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号19まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字塘路276-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積36,559㎡外2筆、合計面積は93,670㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和7年5月15日から令和17年5月14日。

金額、年間138,000円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号19については、土地の所在、地目、面積、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権等の期間、土地の引渡時期、金額、支払方法が番号18と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号18から番号19については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いい

たします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野 齊君） 9番、津野です。

議案第116号、番号18から番号19について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月24日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号18から番号19まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第116号、内容19件については原案可決されました。

◎議案第117号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第117号、令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第117号について説明をさせていただきます。

令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について。

令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）は、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第117号は原案可決されました。

◎議案第118号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第118号、令和7年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第118号について説明をさせていただきます。

令和7年度標茶町農業委員会事業計画について、令和7年度標茶町農業委員会事業計画を定めたので、承認を求めるものであります。

令和7年度標茶町農業委員会事業計画は、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年4月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

計画の概要を読み上げて提案をさせていただきます。

令和7年度標茶町農業委員会事業計画

I 農業情勢と課題

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研究制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しています。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正農業委員会法が施行され、法令業務・振興業務はもとより、農利用最適化の取り組みに対する更なる活躍が求められています。

このような状況を踏まえ、本会は「農号委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

- 1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。
- 2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

III 活動計画

- 1 担い手の育成・確保対策の推進。
- 2 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消。
- 3 地域に根ざした農政活動の推進。
- 4 農業委員・事務局職員の資質の向上。
- 5 農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進。

計画の詳細につきましては、記載の通りでございますので、省略致します。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第118号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第23回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第23回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時12分閉会）